



我孫子市消防本部告示第3号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号の規定により、消防機関の検査を受けなければならない防火対象物及び令第36条第2項第2号の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物として消防長が指定するものを次のように定める。

令和3年4月1日

我孫子市消防長 深山和義



- 1 令第35条第1項第3号の規定による防火対象物は、令別表第1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで、（16）項口、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のものとする。
- 2 令第36条第2項第2号の規定による防火対象物は、令別表第1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで、（16）項口、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。